

今年も、あと2カ月を切りました。年末を控えたこの時期は、年に一度の事務作業である「年末調整」の時期でもあります。今回の「税務トピックス」では、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

## よくあるQ&A

**Q** 平成25年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

**A** 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

**Q** 妻(配偶者)が働いていて年間103万円以上の収入があるんだけど、扶養には入らないよね？

**A** 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合は、年間141万円未満の収入であれば、一定要件のもと扶養に入ることが出来ます。**

**Q** 住宅借入金特別控除で、所得税額が0になるはずだけど、生命保険料控除証明書は提出しなくても良いかな？

**A** 生命保険料等の控除証明書の提出も行ってください。「控除」と一言で表しても、「所得控除」「税額控除」の2種類があり、**住宅借入金特別控除は所得税で控除しきれなかった分のうち一定額を市・道民税で控除することが出来ます。**

**Q** 妻(配偶者)や子供が契約者になっている保険の掛金を、生命保険料控除の対象に含めることは出来るの？

**A** 妻や子供に所得がないなど、**給与の支払いを受ける夫が掛金を支払っていることが明確**であれば、生命保険料控除の対象になります。ただし、死亡保険金等の保険金受取人のすべてが本人・配偶者等でない限りはなりません。

## 資料回収チェックリスト

### 【全員】

- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・保険料控除申告書

### 【保険にご加入されている方】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書

### 【住宅ローンがある方】

- ・住宅借入金特別控除申告書
- ・住宅借入金残高証明書

### 【その他(該当者のみ)】

- ・小規模企業共済払込証明書
- ・身体障害者手帳(写し)

等

ご質問・ご不明点等ございましたら、弊社担当者までお気軽にお問合せください。